

# 知っ得! 税金あれこれ

## 軽自動車税

### 平成28年度から軽自動車や 原動機付自転車などの税率が変わります!



平成27年3月31日に行われた地方税法の改正に伴い、軽自動車税に関する市税条例の一部を改正しました。

○三輪・四輪の軽自動車税の税率は以下のとおりとなります (二輪については次ページに掲載)

車種	税率		
	A 平成27年3月31日までに 新車新規登録した車両	B 平成27年4月1日以降に 新車新規登録した車両	C 経年重課対象車両
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用 (660cc以下)	自家用	7,200円	12,900円
	営業用	5,500円	8,200円
四輪貨物 (660cc以下)	自家用	4,000円	6,000円
	営業用	3,000円	4,500円

平成27年3月31日までに新車新規登録した車両については、登録後13年までは現行税率(A欄)のままです。  
平成27年4月1日以降に新車新規登録した車両については、登録後13年までは新税率(B欄)が適用されます。  
経年重課(C欄)とは、新車新規登録後13年を経過した車両に適用されるものです。詳しくは以下のとおりです。

#### 経年重課は平成28年度から適用されます (C欄)

環境負荷低減(グリーン化)を進める観点から、三輪以上の軽自動車については、新車新規登録後13年を経過した年の翌年度から上記の表Cの税率となります。平成28年度から経年重課の対象となる車両は、新車新規登録年月が「平成14年」以前のものです。

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車および被けん引車は経年重課の対象外で、上記の表AかBのいずれかの税率となります

新車新規登録年月は、車検証に記載されている初度検査年月で確認できます。(次ページの自動車検査証参照)



目次	■ 軽自動車税	1~2
	■ 固定資産税	3~5
	■ 事業所税	5
	■ 市県民税	6~7
	■ 納税	8

この記事は、平成27年11月1日現在の地方税法などに基づいて作成しています



# 固定資産税

## 固定資産税は、毎年1月1日現在に、土地・家屋・償却資産を所有している人にかかる税金です



### <土地>

#### 土地の税額決定までの過程

①  
土地の評価額を決定します

固定資産税を課税するための土地の価格を「評価額」といいます。評価額は国土交通省や三重県が公表する「地価公示価格」や「地価調査価格」の7割をめどに決定します。

②  
特例の適用や調整措置を行い、課税標準額を決定します

住宅用地に対する特例や負担調整措置（評価額が急増した土地に対し、税負担の上昇が緩やかなものにする仕組み）を行い、課税標準額（税額を計算する基の額）を決定します。

③  
税額を計算します

①・②から算出された課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。

土地の税額

=

課税標準額

×

税率

〔 固定資産税1.4%  
都市計画税0.2% 〕



住宅を取り壊して駐車場にしたら、次の年の土地の固定資産税が高くなったのですが、なぜですか？

毎年1月1日現在において、土地を住宅の敷地として利用している場合は、特例（軽減）措置が適用され、課税標準額が減額されています。そのため、住宅を取り壊したり、駐車場などの用途として利用を始めた場合、翌年度から特例措置の適用が外れることとなりますので、土地の税額は最大4.2倍に上昇します。ただし、取り壊した住宅にかかっていた税金は、翌年度以降からなくなります。



8月に土地・家屋を売却しました。この場合、固定資産税の第3・4期分は新しい所有者が納めることになるのですか？

固定資産税は毎年1月1日現在の所有者に、その年度（第1期から第4期まで）の税金をお支払いいただくこととなりますので、新しい所有者には翌年度分の固定資産税から納税をお願いすることとなります。そのため、8月に土地・家屋を売却しても、前の所有者に1年間分の納税をお願いすることとなります。



現況が変わらないのに土地の固定資産税が高くなったのですが、なぜですか？

土地の固定資産税が高くなった原因としては以下のような可能性があります。

#### ①農地転用の届出または許可

農地として課税されていた土地に農地転用の届出、または許可がなされると、翌年度から農地としての課税ではなくなります。この場合、農地転用後に農地を続けていたとしても課税上は農地以外の地目となるため、固定資産税額が上昇することがあります。

#### ②負担調整措置

負担調整措置とは、土地の評価額が急激に上昇した場合、税負担の上昇が緩やかなものとなるよう、課税標準額を是正する制度で、本来いだけべき税額に到達するまでは、毎年少ずつ上昇することとなります。

負担調整を行っているため、地価が下がっていても税額が上がることもあるのね



## <家 屋>

**?** どのような建物に固定資産税がかかるのですか？

①土地に定着し、②屋根があって壁や建具などに囲まれており、③天井の高さが1.5メートル以上ある建物が対象になります。居宅に限らず、条件を満たせば車庫や倉庫なども課税対象になります。



**?** 市内に分譲マンションを所有しています。家屋の課税床面積が登記上の床面積と異なるのは、なぜですか？

分譲マンションは、各個人の部屋などの「専有部分」と、屋内階段やエレベーター、集会室などの「共用部分」に分かれています。

固定資産税の課税床面積には「共用部分（専有部分の持ち分に応じて面積を按分したもの）」も含まれるため、「専有部分」のみが対象となる登記上の床面積とは異なることとなります。

## 「耐震」「バリアフリー」「省エネ」の改修工事を行った住宅は固定資産税が減額されます

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象物件	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅	平成19年1月1日以前に建てられた住宅 ※貸家住宅を除く ※併用住宅の場合、住宅部分が1/2以上	平成20年1月1日以前に建てられた住宅 ※貸家住宅を除く ※併用住宅の場合、住宅部分が1/2以上
要件・手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事であること</li> <li>●補助金を除く工事費の自己負担額が50万円を超えていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の①～③のいずれかに該当する人が居住する住宅であること               <ul style="list-style-type: none"> <li>①65歳以上の人</li> <li>②介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている人</li> <li>③障害のある人</li> </ul> </li> <li>●次の①～⑧のいずれかの工事を行うこと               <ul style="list-style-type: none"> <li>①廊下の拡幅</li> <li>②階段の勾配の緩和</li> <li>③浴室の改修</li> <li>④便所の改修</li> <li>⑤手すりの取り付け</li> <li>⑥床の段差解消</li> <li>⑦扉の改修</li> <li>⑧床の滑り止め</li> </ul> </li> <li>●補助金を除く工事費の自己負担額が50万円を超えていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の①～④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと               <ul style="list-style-type: none"> <li>①窓の改修</li> <li>②床の断熱改修</li> <li>③天井の断熱改修</li> <li>④壁の断熱改修</li> </ul> </li> <li>※ただし、改修工事により現行の省エネ基準（エネルギー合理化法）に適合することが必要</li> <li>●補助金を除く工事費の自己負担額が50万円を超えていること</li> </ul>
減額内容	<p><b>1/2を減額</b></p> <p>工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸あたり120㎡相当分まで</p> <p>※通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは、翌年度から2年間減額</p>	<p><b>1/3を減額</b></p> <p>工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸あたり100㎡相当分まで</p> <p>※バリアフリー改修工事と省エネ改修工事の減額のみ、重複可能</p>	<p><b>1/3を減額</b></p> <p>工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸あたり120㎡相当分まで</p>

●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの総合サービス案内から「税金・ふるさと応援寄附金」→「固定資産税・都市計画税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

資産税課 土地係

☎354-8134 FAX 354-8309

家屋係

☎354-8135 FAX 354-8309

# 固定資産税

## <償却資産>

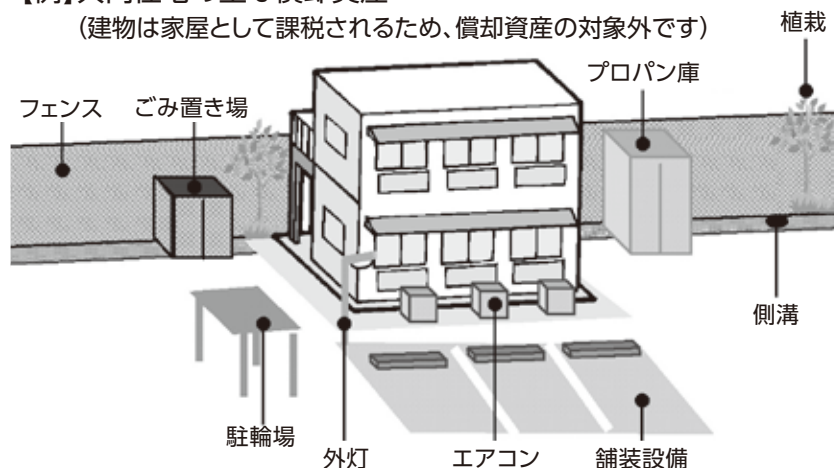
### 事業主やアパートの経営をしている人は 償却資産の申告をお願いします

工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートの賃貸経営をしたりしている法人や個人が所有している土地・家屋以外の事業用資産を「償却資産」といい、固定資産税がかかります。

平成28年1月1日現在、市内に「償却資産」を所有している人は、2月1日(月)までに申告をお願いします(eL-TAXによる申告も可能です)。「申告書」と「申告の手引き」は12月中旬に送付しています。

#### 【例】共同住宅の主な償却資産

(建物は家屋として課税されるため、償却資産の対象外です)



- 市ホームページでもご覧いただけます(トップページの総合サービス案内から「税金・ふるさと応援寄付金」→「固定資産税・都市計画税」をクリック)
- この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **資産税課 管理償却資産係 ☎354-8139 FAX 354-8309**

# 事業所税

#### 事業所税とは

事業所税は、都市環境の整備や改善に必要な費用に充てるために設けられた目的税です。人口30万人以上の政令により指定された都市などで課税されています。

#### 事業所税のしくみ

事業所税には、「資産割」と「従業者割」の2種類があります。

	資産割	従業者割
納税義務者	市内の事業所等の合計床面積が <b>1,000㎡を超える事業者</b>	市内の事業所等の従業者数合計が <b>100人を超える事業者</b>
課税標準	市内にある事業所等の床面積	従業者(役員も含む)への支払給与総額
税率	床面積 <b>1㎡につき600円</b>	従業者への支払給与総額の <b>0.25%</b>
申告方法	申告納付(eL-TAXによる申告も可能です)	
申告(納付)期限	法人	事業年度終了の日から2カ月以内
	個人	事業を行った年の翌年の3月15日まで

#### 四日市市独自の減免制度

本市独自の特例措置により、課税開始当初から継続して中小企業者などの負担軽減を図っています。今後の減免割合は下記のとおりです。

対象者/資本金が1億円以下の普通法人、公益法人、協同組合、個人事業者

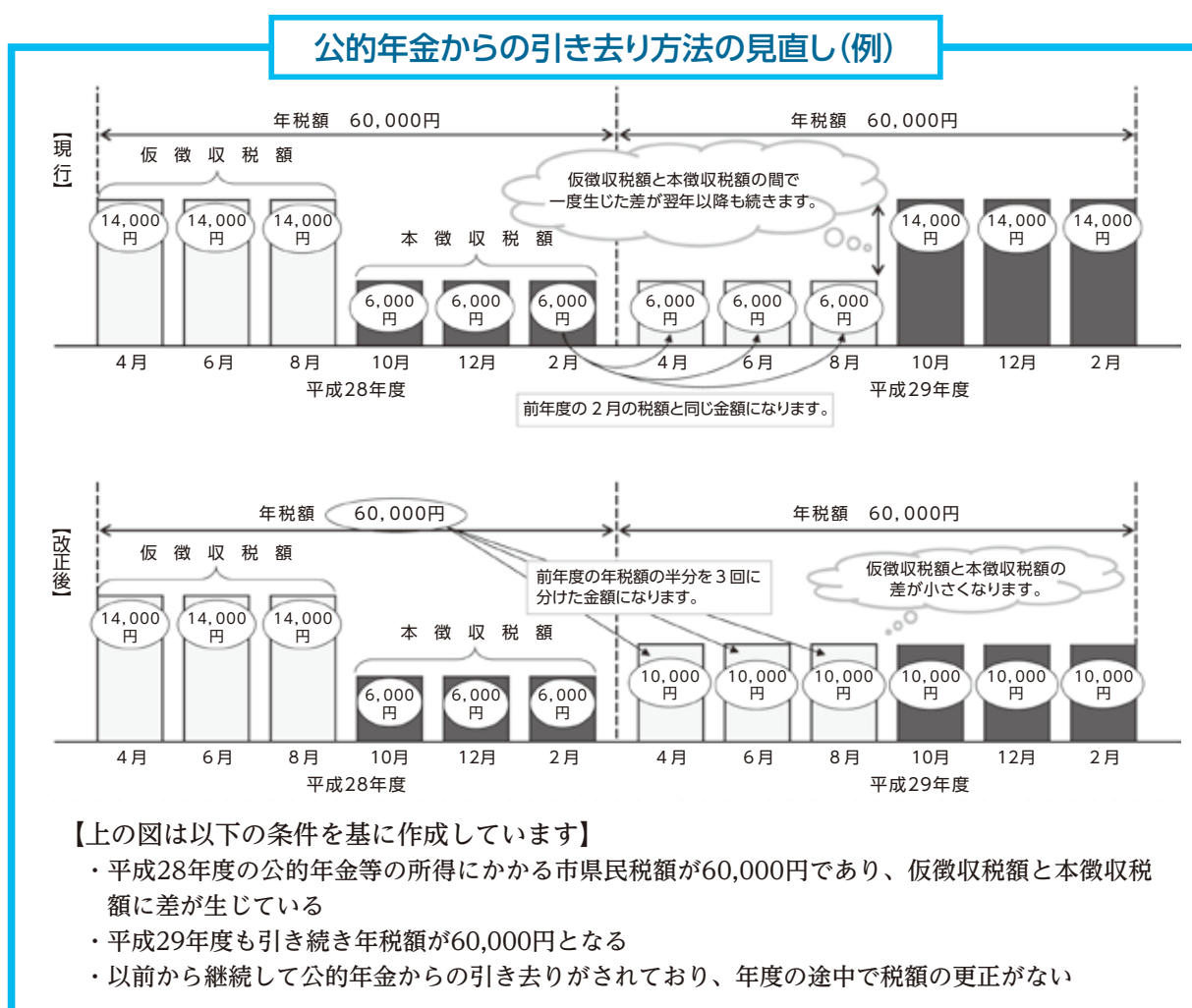
事業年度終了の日	平成27年8月1日～平成28年7月31日	平成28年8月1日～平成29年7月31日	平成29年8月1日～
減免割合	2/6減免	1/6減免	通常納付

- 市ホームページでもご覧いただけます(トップページの総合サービス案内から「税金・ふるさと応援寄付金」→「事業所税」をクリック)
- この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **市民税課 諸税係 ☎354-8133 FAX 354-8309**

## 公的年金からの市県民税の引き去り方法が変更となります

公的年金から市県民税が引き去りされている人については、毎年、4月・6月・8月（仮徴収といいます）、10月・12月・翌年2月（本徴収といいます）の年金から市県民税を引き去りしています。これまでは、仮徴収の税額は、前年度の2月の年金から引き去りした税額と同額としていたため、下の図（現行）のように、仮徴収の税額と本徴収の税額の間で生じた差が翌年度以降も解消されない状況が続いていました。

これを解消するため、平成25年度税制改正で、平成29年度から、仮徴収の税額が前年度の年税額（仮徴収の税額と本徴収の税額の合計金額）の半額を3回に分けた額とされました。これにより、下の図（改正後）のように仮徴収の税額と本徴収の税額に差が生じている場合でも、翌年度にはその差が小さくなります。



## 市県民税の住宅ローン控除の適用期限が延長されました

平成27年度税制改正において、消費税率10%への引き上げ時期が平成29年4月に変更されました。

これを受けて、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用対象となる入居の期限が、平成29年12月31日から平成31年6月30日に延長され、この日までに入居した場合に住宅ローン控除が受けられることになりました。

※住宅ローン控除を受ける人は、確定申告書を税務署に提出する必要があります。ただし、給与所得者については、2年目以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています

# ふるさと寄附金（ふるさと納税）制度が拡充されました

## ○ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、自分の選んだ都道府県・市区町村に寄付を行った場合に、寄付額のうち2,000円を超える部分について、所得税と市県民税から一定の限度まで控除される制度です。

## ○制度の拡充について

平成27年度税制改正により、市県民税の所得割額から控除できる特例控除の上限が所得割額の10%から20%に引き上げられました。また、これまで寄付金控除を受けるには確定申告が必要でしたが、給与所得者などが確定申告をしなくても控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」（以下「特例制度」とします）が創設されました。

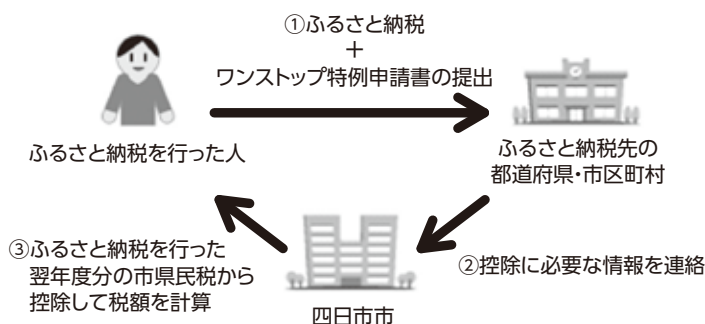
### <特例制度が利用できる場合>

ふるさと納税の寄付先が5団体以内で、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ特例申請書）」を寄付先に提出したときに利用できます。

### <特例制度ご利用上の注意点>

- ※平成27年4月1日以降の寄付が特例制度の対象となりますので、平成27年1月～3月に寄付した人は、4月以降の寄付と合わせて確定申告を行って税の控除を受けてください
- ※「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、確定申告をした場合は、制度の適用は受けられなくなります。申告をする際は寄付金に関する申告も忘れないようご注意ください

## ふるさと納税ワンストップ特例制度の仕組み



# マイナンバー（個人番号）の事業所への提示をお願いします

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まります。マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野の行政手続で活用されます。

これに伴い、税の分野においては、次のような対応が求められます。

事業者は、従業員のマイナンバーを行政手続きなどで取り扱う必要があるため、厳格な本人確認を行った上で、従業員にマイナンバーの提示を求めることになります。また、従業員は、事業所に提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などに、自身のマイナンバーや従業員自身で本人確認を行った扶養親族のマイナンバーを記載する必要があります。

また、自営業など、ご自身で確定申告をする必要のある人については、平成28年分の確定申告からマイナンバーを記載することになります。

## マイナンバー制度の問い合わせ先



マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）

電話番号：0570-20-0178

※外国語は0570-20-0291

※受付時間は、平日9:30～22:00 土日祝9:30～17:30（年末年始を除く）です

●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの総合サービス案内から「税金・ふるさと応援寄附金」→「市・県民税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

市民税課 市民税第1・第2係 ☎354-8132 FAX 354-8309

## 市税は納期限までに納付してください

皆さんの納めていただく市税が確定したら、納税通知書と納付書を送付します。各納付書に記載の納期限までに、下記のいずれかの窓口で納付してください。

なお、コンビニ納税用のバーコード表示がある納付書は、期限までであれば、全国の主要なコンビニエンスストアでも納付することができます。

### ◎納付窓口

- ・四日市市指定の金融機関、郵便局
- ・各地区市民センター（中部を除く）
- ・市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）
- ・収納推進課（市役所 2 階・5 番窓口）

## 納税は、便利で安心な 口座振替をご利用ください！

口座振替を申し込んでいただくと、各納期限の日に、指定の預貯金口座から自動的に納付することができ、大変便利です。

口座振替できる 税の種類	市民税・県民税（普通徴収）、 軽自動車税、固定資産税・都市計画税
手続きに 必要なもの	通帳、通帳の届け出印、納税通知書
手続きできる 窓口	口座振替取扱金融機関 または郵便局  ※申込用紙は市内支店の窓口にあります。郵 送による手続きを希望する人は、収納推進 課へご連絡ください

### ◎ご注意

- ★手続きには約 1 カ月必要です。余裕を持って手続きしてください
- ★口座の残高が不足していると振り替えできません。納期限の前日までに、口座の残高をご確認ください
- ★固定資産税や軽自動車税は所有者に課税されるため、所有者が変わった場合（相続も含まれます）は、新たに口座振替の手続きが必要です
- ★振り替え後、領収書は発行していませんので、振替額などについては預貯金通帳を記帳し、ご確認ください

## 市税を滞納すると・・・

市では、市税の納期限を経過しても納付されない人に対して、督促状を送付するなど、できるだけ早い時期の納付をお願いしています。それでも納付されない場合には、納期限までに納付された人との公平性を保つため、延滞金を加算したり、法律に基づく手続きにより、財産を差し押さえたりすることになります。

このようなことにならないよう、納期限までに納付をお願いします。

## 納税が困難なときはご相談ください

災害・病気などにより納期限までに納付が困難な場合は、一定期間納税を猶予する制度や分割で納付する方法があります。早めに収納推進課にご相談ください。

## 夜間や休日でも 納税や納付相談ができます

平日や昼間は忙しくて、納税や納付相談に来られない人のために、夜間・休日窓口を開設していますので、ご利用ください。

### 夜間窓口

場所：収納推進課（市役所2階・5番窓口）

受付時間：平成28年2月29日までの毎週月・火・木・金曜日の19：30まで  
（12月14日～平成28年1月8日と祝日を除く）

### 休日窓口

場所：収納推進課（市役所2階・5番窓口）

受付時間：毎月最終日曜日（12月は20日）  
10：00～16：00

※夜間窓口、休日窓口ともに市役所地階の夜間休日受付へお越しください



納期限は納税通知書の他にも、ホームページや「広報よっかいち」でお知らせしているよ。